

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会
福祉車両貸出事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、一般の交通機関を利用しての外出が困難な障がい者・高齢者に車両を貸出し、外出が困難な障がい者・高齢者の通院・社会参加等外出のために使用し、もって障がい者・高齢者福祉に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、社会福祉法人村上市社会福祉協議会とする。

(貸出車両)

第3条 貸出す車両は次のとおりとする。

- ① 車 種：ホンダ N-BOX (660cc)
登録番号：新潟 880 あ 1234
車両概要：スロープ型リフト装置付 (車イス1台)
3人乗り
- ② 車 種：日産 セレナ (2000cc)
登録番号：新潟 502 た 3993
車両概要：8人乗り

(対象者)

- 第4条 事業の対象者は、村上市在住で障がい・高齢等の理由により、一般の交通機関を利用することが困難な者。
- 2 社会参加の機会を目的とした事業を行う団体等。
 - 3 村上市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた者。

(利用の申請)

- 第5条 貸出を希望する者は、原則として使用日7日前までに「福祉車両利用申請書（別紙様式）」を会長に提出するものとする。
- 2 利用の申請は、使用日3カ月前から受け付けるものとする。

(使用の決定)

第6条 会長は、申請書の提出があったときはこれを審査し、事業利用の可否を決定する。

(貸出日・時間)

第7条 月曜日から金曜日とし、祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び車両点検の日は除く。

2 貸出時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(運転者)

第8条 車両を運転できるものは、普通自動車の運転免許資格を有する、利用者の家族または利用者から依頼を受けた者で、75歳以下の者とする。運転者のいない場合は、社会福祉協議会で相談に応じる。

(利用料)

第9条 貸出は無料とする。ただし、燃料、有料道路、駐車場等の料金は利用者の負担とする。

(利用者の注意事項)

第10条

- (1) 貸出を受けた者以外の者に転貸してはならない。
- (2) 営利の目的に使用してはならない。
- (3) 使用後は車内清掃を行い、異常の有無を確認後、指定場所に返納すること。
- (4) 利用の取り消しをするときは、使用日の3日前までに行うものとする。
- (5) 事故が発生した場合は、応急の処置をし、速やかに会長に報告し、その指示に従うこと。
- (6) 利用者・運転者の故意または重大な過失によって人的・物的事故を起こした場合は、速やかに現状に復する等弁償の責任を負うこと。
- (7) 事故による損害額については、保険適用外の者は利用者負担とする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この要領は、令和元年12月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年6月1日より一部改正し施行する。

別紙様式（第5条関係） 第4号第1項および第2項に該当する申請書